

新型コロナウイルス感染症対策の茅ヶ崎市対処方針

令和2年4月14日

茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部

令和2年4月7日の新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言を踏まえ、同法第34条に基づき、4月9日に茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部を設置した。

これに伴い、本市の対処方針を次のとおりとする。

1 感染症のまん延防止対策は、当面の間、神奈川県の対処方針及び実施方針に基づいて実施する。

2 市が実施すべき対応は、特設チームを編成し、4月17日までに検討し、実施する。
検討にあたっての具体的な対応の視点は次のとおりとする。

○サーベイランス・医療供給体制の確保

- ・感染拡大に対応できるよう、陽性者及び濃厚接触者へ積極的疫学調査を実施し、感染の拡大防止に努める。
- ・帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来及び感染症指定医療機関の連携による、適切な医療供給体制の確保に努める。

○教育・子どもの受け入れ等

- ・新型コロナウイルス感染拡大を防止し、小中学校の児童・生徒の安全を図るため、必要な措置を講ずる。
- ・学校が休業している間の児童・生徒の学習支援及び心のケアについて、必要な措置を講ずる。
- ・学校が休業している間の保育を必要とする子どもの受け入れ場所を可能な限り確保する。
- ・保育を必要とする未就学児に対しては保育を提供しつつ、家庭で保育が可能な場合は登園の自粛を要請する。

○経済雇用・生活困窮者等への支援

- ・国や県と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている企業や事業者及び勤労者を支援する。
- ・市内企業や事業者の事業継続のため、経済回復の基盤構築に寄与する取組みについて迅速かつ積極的に支援する。

- ・国や県と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し生活に困っている世帯及び子育て世帯を支援する。

○市民の安定的な生活の確保

- ・市民の生活に混乱を来さず、安定した生活が送れるための支援を行う。

○必要な行政機能の堅持

- ・新型コロナウイルス感染拡大を防止する措置を優先業務としつつ、市民生活に必要な不可欠な業務は継続する。
- ・市民生活に与える影響が少ない不急の業務は縮小し、感染拡大につながるおそれのある業務は極力休止する。
- ・新型コロナウイルス感染拡大のフェーズに応じ、庁内横断的な体制を整備するとともに、柔軟かつ機動的に職員を配置する。
- ・職員の集団感染が発生しないよう必要な措置を講ずる。